

外国人との離婚による氏の変更届

(戸籍法107条3項の届)

令和 8 年 5 月 25 日 届出

窓口届出日、または
投函日を記入

大使 殿

在マルセイユ日本国

総領事

子がいる場合。日本の家庭裁判所の許可を得て氏を変更された方、及び離婚成立から3か月を過ぎた場合、氏の変更をするためには日本の家庭裁判所の許可が必要になります。

- ❖ 鉛筆、シャープペンや消えやすいインクで書かないでください。
- ❖ 記載した文字等を訂正・加筆・削除するときは、修正液、修正テープ等は使用せず、誤字に二重線を引き、訂正削除して下さい。

(フリガナ) 氏を変更する人の 氏 名	デュボン (変更前) 氏 デュボン	ハナコ 名 花子	平成 2 年 2 月 2 日生
住 所	フランス国ローヌ県リヨン市第10区パリ通り1番地 住所、本籍地には「-」「=」「・」は使わず、本籍地は戸籍通りに記入 × 2-6 ○ 2丁目6番地		
本 籍	東京都千代田区霞が関2丁目2 番地 番 筆頭者の氏名 デュボン 花子		
(フリガナ) 氏	変更前 デュボン	変更後 ガイム	外務
婚姻を解消した配偶者	氏 名 デュボン、ナタンジュール 戸籍の記載通りのカタカナの氏名を省略せず記入		
婚姻解消の原因	☒ 離婚 ☐ 婚姻の取消し ☐ 配偶者の死亡		
婚姻解消の年月日	令和 8 年 4 月 24 日		
氏を変更した後の本籍	(氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合のみ書いてください) 東京都千代田区霞が関2丁目2 番地 番		
その他	次の人の父母欄の氏を更正してください 同じ戸籍にある長女 瀬志瑠クレール この一筆により、母筆頭の戸籍内の長女・瀬志瑠クレールの【母】名が、デュボン花子から外務花子に変更されます。しかしながら、この届出のみでは、長女は氏の変更前の母の「デュボン花子」筆頭の戸籍に一人残ってしまいますので、子が氏の変更後の母と同籍になるためには、別途「入籍届」が必要です。		
届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	自筆で変更前のお名前を戸籍の記載通りに署名ください。 デュボン 花子 捺印は任意です。 印		

記入の注意

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ

(届出人の連絡先及び電話番号

1, rue de Paris, 690000 Lyon TEL. 06 00 00 00
Email : gaimuhanako@todokede.com

フランス国内の現住所、日中
ご連絡可能な電話番号、及び
Eメールを記入ください